

調達要求番号：6PDC1C1008

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
自衛隊茨城地方協力本部水戸募集 案内所一般廃棄物収集運搬搬入	茨城地本-Z-000004	
	作 成	令和8年10月7日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部水戸募集案内所（以下「官側」という。）で発生する一般廃棄物等の収集、運搬及び搬入について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 法令等

- 1) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 2) 一般廃棄物業の許可法

1.3 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定している仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 収集運搬に関する要求

収集運搬に関する要求は次による。

2.1 収集場所

自衛隊茨城地方協力本部水戸募集案内所
住所：茨城県水戸市中央2丁目7番37号

2.2 廃棄物の種類

a) 可燃ごみ

紙類ほか、一般可燃ごみ（シュレッダー屑含む）、乾燥草木等

b) 不燃ごみ

金属（ファイル金属、パソコン部品等）、陶器破片等

c) 資源ごみ

段ボール、空き缶（アルミ、スチール）、空き瓶、新聞、雑誌等

2.3 数量

別紙「一般廃棄物排出予定数量」による。

2.4 処理要領

- a) 狩野ビル1階ゴミ集積所に集積された廃棄物について回収車両において回収を行う。
- b) 可燃ごみの収集については週1回、月曜日とする。ただし、実施日が休日の場合は、基準、翌開庁日とするが官側との調整による。
- c) 不燃ごみ及び資源ごみの収集については第1、3月曜日とする。ただし、実施日が休日の場合は、翌開庁日とするが官側との調整による。
- e) 収集した廃棄物等については、指定されている清掃工場に搬入するものとする。

3 提出書類

提出書類は、**表 1** による。

表 1－提出書類

番号	名称	数量	時期	提出先	備考
1	役務完了報告書	1	各月の翌月 5 日以内	自衛隊茨城地方協力本部 総務課管理班	様式随意
2	清掃工場搬入時の搬入証明 (搬入毎)	1			清掃工場の発行する証明書（写し可）

4 その他

その他については、以下のとおりとする。

- a) 天災その他、回収者の責に帰する事のできない事由により、回収者の義務の全部又は一部を履行できない場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。
- b) 一般廃棄物処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第 14 条 1 項の規定による許可を受けた業者が、同法に基づき適切に処理ものとする。なお、契約相手方は一般廃棄物収集運搬業許可書及び一般廃棄物業の許可法第 7 条第 1 項の規定に基づく管轄市町村長の許可書を提出する。

5 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。